



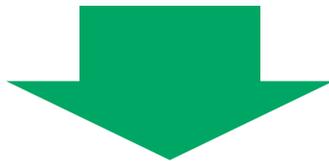
簡易水道事業(豊富地区)の水道料金

※下記の表は、1世帯の2か月ごとの水道料金(消費税別)を表しています。

現行の料金

区分 用途	基本料金(定額)	超過料金(1㎡あたり)		
	0㎡~20㎡	21㎡~60㎡	61㎡~100㎡	101㎡以上
一般用	2,300円	120円	130円	140円

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
メーター使用料	200円	300円	400円	2,000円	2,000円	7,600円



改定後の料金

区分 用途	基本料金(定額)	超過料金(1㎡あたり)		
	0㎡~20㎡	21㎡~60㎡	61㎡~100㎡	101㎡以上
一般用	2,152円	107円	147円	201円

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
メーター使用料	162円	324円	590円	860円	1,882円	4,466円



改定後の料金の算出方法

※メーター口径13mmの人が、2か月で80㎡使用した場合

基本料金 2,152円…①

超過料金(21㎡~60㎡)

40㎡×107円=4,280円…②

超過料金(61㎡~80㎡)

20㎡×147円=2,940円…③

メーター使用料 162円…④

消費税 (①+②+③+④)×0.1=953円…⑤

水道料金 ①+②+③+④+⑤=10,487円



現行・改定料金の比較

※2か月で40㎡使用した場合

メーター	現行料金	改定料金	差額
13mm	5,390円	4,899円	▲491円
20mm	5,500円	5,077円	▲423円
25mm	5,610円	5,370円	▲240円

豊富地区

水道料金改定のお知らせ

→問合せ 水道課 ☎274-8554

令和5年5月1日から豊富地区の水道料金が田富地区の水道料金と統一されます

日頃より中央市上水道事業(田富地区)、簡易水道事業(豊富地区)の運営に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。このたび、設置から長期間経過した設備の更新、耐震化対策などを行うために事業資金を確保し、今後も継続して安定した水道事業経営を行っていくため、簡易水道事業の水道料金を改定します。

今回の料金改定では、簡易水道事業の水道料金体系を上水道事業の水道料金と統一します。市民のみなさんにはご理解をお願いします。



改定の内容について

改定時期 令和5年5月1日以降の使用分～

対象 豊富地区(簡易水道事業)

水道料金 右記の料金表をご確認ください。



料金改定の背景

▶審議経過

水道は、市民生活に欠かせないものであるため、その料金は一定期間大きな変動がなく、安定したものであることが望ましいとされています。そのため、中央市を含めた多くの自治体では、経営状況を勘案したうえで、概ね3年から5年間、水道料金を据え置く期間を設定しています。これを「料金算定期間」といいます。

令和2年度の審議会において、令和3年度に水道料金算定期間を迎えるにあたって慎重に審議を行った結果、新型コロナウイルス感染拡大による経済状況を鑑みて料金改定を延期することとなりました。しかし、昨今においても厳しい経済状況が継続していることから、安心安全な水を安定的に供給し続けることを念頭に、健全な事業経営を推進するために水道料金のあり方について検討が必要となりました。

▶審議

中央市は、市長の諮問機関である中央市水道審議会を設置しています。審議会では、自治会代表者や有識者などさまざまな立場の委員から意見をいただき、水道料金のあり方を検討しました。そして、各委員の意見を集約し、考え方をまとめた答申が市長に示されました。

▶答申の概要

- ・現在のところ適正な利益確保により事業資金の確保が当面の間は見込めるため、昨今の経済状況下では、料金改定の必要がないと考えられる(上水道事業)
- ・使用水量に応じた適正な料金改定を行い、持続的な事業運営を行っていく必要がある。上水道事業の料金体系に統一することにより、健全な経営に資する給水収益の増加が見込まれる(簡易水道事業)
- ・経済状況の動向を注視し、適時適切な料金改定が必要である

▶市議会での審議

答申を受けて、料金改定案が令和4年9月定例会において慎重に審議され、右記に掲載した料金体系が条例で定められました。